

資料集

- 1 地域における活動の紹介
- 2 地域づくり支援
- 3 国の動き
- 4 関係法令
- 5 用語集
- 6 計画策定の経過
- 7 紫波町地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 8 紫波町地域福祉計画策定委員会委員名簿

1 地域における活動の紹介

紫波町内では、いろいろな地域活動が行われています。

○吉水支え愛クラブ（水分地区）

主な活動 高齢世帯の除雪支援と安否確認を兼ねた「除雪ボランティア」、「堰の泥上げ、公民館の植樹と防除（公民館と連携）」、「お祭りの復活」、「ホタル再生」、吉水ゆめくらぶ（老人クラブ）、防災福祉コミュニティと連携、資源リサイクル、健康・食育講座、「まるっこ吉水かわら版」発行など

きっかけ 自治公民館の役員さんが立ち上げました。



○牛ケ馬場公民館～みんなで楽しもう（赤沢地区）

主な活動 あじさいで何か楽しいことをと地域で盛り上がり、あじさい祭を行うようになった。あじさいの手入れ作業は集落一斉に行い、あじさい祭は、実行委員会を設け、集落の全員そして子どもたちも役割を担う。みんなのアイデアがみんなの協力で実現していくことにやりがいを感じ次の頑張りにつながっている。集落の全員参加（結いっこ）の精神が代々受け継がれている。

きっかけ 集落の沿道にアジサイを植え手入れ作業を継続し「アジサイロード」を作ったこと

○古館13区町内会 朝のラジオ体操①／前郷 ラジオ体操②（古館地区）

主な活動 地元の公園に集まり、6時30分からラジオ体操を行っている。「散歩していて誘われた。散歩は一人だが、今はみんなとおしゃべりが楽しい」「ラジオ体操を続けたら、血圧が正常になった」。



隣近所を知らない人もいたが、誰かがが休むと気にかけて合うようになった。始める前は体がこんなに弱っていたのかとショックを受けたが、続けているうちにできることが多くなった。

きっかけ ①ラジオ体操とストレッチをしようとして発起人3人でスタート
②小学生のラジオ体操に参加したこと

○桜町いきいきサークル（赤石地区）

主な活動 令和4年12月に桜町北通り公民館で2年ぶりに再開したサークル。以前は活発に活動。このコロナ禍で自粛していたが、役員で相談し、再開を決定。最初は令和4年の干支、寅の根付作り。目や耳のつけ方でそれぞれ個性豊かな寅の根付が完成。休憩の間はお互いの作品を見ながらおしゃべり。休憩をはさみ、「いきいき健康推進隊」の指導の下、固くなった体をほぐし、シルバーリハビリ体操を行った。

○ニットサークル かあちゃんず（赤石地区）

主な活動 桜町のKさん宅にニット作りの大好きなメンバー5人が集まって活動。活動が続いているのは、みんなが元気で気が合うから。一人でやるとめげるけど、5～6日むっためがす（一生懸命頑張る）こともあるし、そんな時はニッターズハイになっているのよ」と話します。きれいな花びらのような座布団づくりもしました。



きっかけ 花壇を手入れする中まで、冬の間、何かすることはないかと思った時、メンバーの1人がニットづくりの先生だったことから、このサークルが始まった。

○日詰地域防災連絡会議（日詰地区）

主な活動：災害時の役割は、情報収集班、伝達支援要請班による他団体組織との連携等があります。普段は、防火施設、水防施設、防災センターでの体験研修などを実施、紫波町史跡巡り研修を兼ね、行政区長、環境衛生区長、民生児童委員の間で情報交換をしました。他の構成員は、消防団、婦人消防協力隊、防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会の代表者がいます。今後情報共有の場を増やしたい。

きっかけ：自主防災組織が日詰で5組織しかないことから、区長21人が理事となり、日詰全体で組織しました。

○志和町グラウンドゴルフ同好会（志和地区）

主な活動 平成19年頃からグラウンドゴルフを滝名川河川敷で行っている。グラウンドゴルフのプレーの間中、和気あいあいと笑顔の絶えない会話が交わされ、仲の良さが伝わってくる。



きっかけ ゲートボールからはじまりました。

○（特非）古館まちづくりの会（古館地区）

主な活動 ミニ相談窓口事業、人財バンク事業、情報発信事業（若者チーム、**あんしん**古館ライン（安否確認））、こどもの居場所づくり事業（地域密着型学童施設の開所（古館ヤンチャークラブ）、学習サポート事業（スイッチクラブ）、こどもSOSダイヤル）、みんなの茶の間事業（田舎の茶の間（十日市）、おんでや（中陣）、18の絆（下町）、上町カフェ（上町））、調査・改善事業（アンケート実施による地域ニーズの調査や改善のためのワークショップなどを実施）。現在、会員は70名を超え、20代から80代まで幅広い世代のメンバーが活動をしています。

きっかけ 古館地区は転入者が多く、世帯の孤立化、高齢化、ボランティアの減少、既存団体の疲弊、若者の地域離れ、古館公民館の社会教育以外の業務過剰などの課題解決の取組に共感した人が集まり、古館まちづくりの会が発足されました。

○上町をかだる会（古館地区）

きっかけ 地域の有志が声をかけました

※ 紫波町では、ふだん身近で行われている「つどいの場」、「健康づくりの場」、「お互いさまの支え合い」などを『地域のお宝』と呼び、紫波町ホームページの「まちのあつまりっこ」でご紹介しています。



2 地域づくり支援

○地域づくり活動補助金

協働のまちづくりを進めるに当たり、住民の柔軟な発想により自ら地区の活性化や課題解決に取り組む公益団体の組織づくりや活動の拡大に対し補助金を交付します。町民を含む審査会により対象団体を選考します。

	スタートアップ補助金	ステップアップ補助金
対象団体	主に町内で公益活動する団体、NPO 法人で、活動開始から概ね3年以内のもの	主に町内で公益活動する団体、NPO 法人
対象経費	・団体組織の立ち上げ、強化に要する費用 ・新規事業にかかる費用 ・研修会等に要する費用	・継続的に行われている公益活動の拡大、強化に要する費用 ・新規事業にかかる費用 ・研修会等に要する費用 ・イベント開催費用等
	いずれも、食糧費と建設費は除く。	
補助額	対象経費の全額（上限 10 万円） 1 団体 1 回限り	対象経費の 2/3 以内（上限 30 万円） 1 事業 1 回限り
担当	企画課	

○高齢者集いの場づくり支援補助金

住民が主体となって高齢者の集いの場を作る自主的な活動に対し補助金を交付します。高齢者を中心とした地域で支え合う体制の構築、要介護状態の予防の推進が目的です。

対象団体	・町内に所在し、構成員の過半数が町内に在住 ・活動に係る収支が明らか ・営利活動、趣味の活動、政治活動又は宗教活動を目的としていない	
対象活動	・活動の参加者が5人以上（団体構成員を含む。） ・高齢者を対象とした地域の支えあい資する活動又は介護予防活動（以下「活動」という。）を行い、かつ、2年以上継続すること。 ・毎月2回以上の活動（毎月1回の活動＋活動回数改善の計画を策定） ・町の他の補助金等を受けていない	
対象経費	活動を開始し、又は拡大することに当たり必要な経費	
	改修費	建物等の改修費
	備品購入費	事業に要する備品等の購入費
	印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷製本費
	その他の経費	町長が特に必要と認める経費
補助額	対象経費以内の額（上限 10 万円） 2 会計年度につき 1 回まで	
担当	長寿介護課	

3 国の動き

地域福祉に関する近年の主な国の動向等については、次のとおりです。

1 厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（平成 26 年）

社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を受けて生活困窮者への支援を行う生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月に施行されることを踏まえ、地域福祉を拡充していくことが重要であることから、計画の適切な部分に生活困窮者自立支援方策を位置づけるよう通知を出しました。

2 生活困窮者自立支援制度の本格実施（平成 27 年）

近年、医療・介護・雇用保険をはじめとした社会保障制度や福祉サービスが充実してきた一方で、貧困や高齢、障害など様々な課題を抱え支援を求めている人からの相談が増加しており、生活に困窮しながらも、生活保護や他の制度の受給対象とならない制度の「狭間」にあたる人たちの増加が顕著となり、新たな対応が求められています。これらの状況に対応するため国では、生活困窮者に対し、生活保護に至らないよう早期に支援を行うため、生活困窮者自立支援法が平成 25 年 12 月に制定され、それに基づく生活困窮者自立支援制度が平成 27 年度から本格実施されています。

3 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」について（平成 27 年）

新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームによって、平成 27 年 9 月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が出されています。これは、従来の「高齢者」「障害者」「児童」など分野別になっていた社会福祉サービスから、互助・共助の取組を育みつつ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制（新しい地域包括支援体制）」として、分野を問わず包括的に相談・支援を行えるような提供体制が必要であるという観点が打ち出されています。また、これらの改革を通じて、「地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現」を目指すとしています。

4 厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」及び「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成 28 年）

近年、福祉ニーズが多様化、複雑化する一方で、措置制度から契約制度への移行、多様な事業主体の参入など、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化してきています。国では、社会福祉法人制度の改革と福祉人材の確保の促進に向け、平成 28 年に社会福祉法等の一部を改正する法律が一部施行となり、厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」と「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」が出されました。これに伴い、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役

割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することによって地域社会に貢献する役割が求められています。

5 「ニッポニー億総活躍プラン」閣議決定（平成 28 年）

「ニッポニー億総活躍プラン」の中で、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するという方向が示されました。

6 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置（平成 28 年）

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

7 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、令和 3 年 4 月 1 日に施行されました。地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努力義務が設置されました。

8 令和 2 年 6 月 12 日厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省保険局長、厚生労働省政策統括官発出「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）により示されました。

4 関係法令

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 2 条 略

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

○社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第 3 条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サ

ービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第 106 条の 4 第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする

地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。 (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策 (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策 (3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策 2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 (市町村地域福祉計画) 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。 (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。
--	---

用 語 及 び 解 説 等

【あ行】

医療的ケア児：生きるために、日常的な医療的ケアを必要とする子どものこと。在宅生活が基本となっている医療的ケア児の課題は、預け先が少ないことから、親が就労できない、看護の負担などが挙げられる。

いのち支える自殺対策計画：自殺対策基本法第13条第2項の規定により策定が義務付けられている計画。当町は、基本施策として、ネットワークの強化、人材育成、啓発・周知、生への支援、子ども・若者支援強化、働く世代支援、重要施策として、高齢者支援、生活困窮支援強化の8つの施策を柱としている。

SDGs：読みはエスディージーズ。「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015（平成27）年にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された2030年までに持続可能でよりよい世界の実現を目指す国際目標。地球上の“誰一人取り残さない”社会の実現を目指し、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成されている。

【か行】

共助：介護保険など社会保険制度及びサービスによるもの

元気はつらつ高齢者計画：介護保険事業計画と老人福祉計画を一緒にしたもので、高齢者の保健福祉施策の基本的方向性、介護保険法に基づく介護保険サービスの見込量と、それを負担する保険料を表した事業計画

元気はつらつ紫波計画（健康増進計画）：「食生活・歯」「運動・身体活動」「こころの健康・休養」「生活習慣病」「がん・たばこ」の5つの領域において、健康増進を自発的に実践していただく推進策を表した事業計画

子ども・子育て支援事業計画：子育て支援と子ども支援の両方に着目し、子育て中の家庭に対する支援策を表した事業計画

公助：法令等に基づき、行政が行うサービス

互助：家族や仲間、近隣住民といった輪でお互いに助け合うこと。

個別避難計画：町が作成する避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者の災害時の円滑な非難の実効性を確保するために、個人ごとに支援者や避難先などをあらかじめ定めるもので、その作成は市町村の努力義務となっている。

孤立死：親族とのつながりや社会とのつながりがなく孤立した状況で、周囲に気づかれないうちに亡くなること。

【さ行】

再犯防止：全国的な犯罪発生状況は減少傾向だが、検挙された犯罪者の受刑後の社会復帰は厳しく再犯率は約半数を占める。紫波町では、当該者が復帰への努力をするとともに、地域と行政は、理解を深め、拒絶せず、働く場・経済・教育の支援などを行い、支え合い、また保護観察所、保護司会、警察等の関係機関と連携し再犯を防ぐ取組を目指す。

自主防災組織：地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織をいう。平常時には、防災訓練の実施や防災知識の普及啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時には、初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、地域の災害危険箇所等の把握及び周知等を行うこととしている。

自助：家族間の助け合いや住民一人ひとりの努力

市民活動支援センター：オガールプラザ内にある「ゆいっとサロン」が、紫波町の市民活動支援センター。活動の立ち上げや運営の助言など、中間的な支援を行っている。

重層的支援体制：従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、他機関協働による支援を行う者とともに町全体としての包括的な支援体制

主任児童委員：厚生労働大臣の委嘱。定数は3名。中央部、東部、西部を担当。児童を専

門とする。

障がい福祉プラン：障がい者・障がい児に関する保健、医療、教育、居住環境、生活支援分野の施策の基本的方向性、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと地域生活支援事業の見込量を表した事業計画

紫波町地域福祉活動計画：社会福祉協議会が策定する、地域福祉の一端を担う社会福祉協議会が、その活動の具体策を表した活動計画

人権擁護委員：町の委員は7人。月1回の人権相談、人権啓発活動などを行っている。

成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により判断能力が不十分な人の財産管理、契約の締結、遺産分割協議などを支援する制度

【た行】

ダブルケア：複数人の介護が同時に起こっている状態。育児と親の介護、育児と配偶者の介護、障がいのある子とその兄弟の育児、両親2人を同時に介護など様々な形がある。精神的、体力的、経済的負担等、様々な負担がのしかかり、地域や親族の理解を得られず社会的に孤立することもある。

地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」といった関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会をいう。

地域福祉：地域における生活上の課題を、自助・互助・共助・公助により解決していくもので、安心して暮らせる社会を築くために必要なもの。

地域防災計画：町長が防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを国の防災基本計画に沿って具体的に定めた計画

【は行】

8050問題：「80」代の親が「50」代の子と一緒に暮らし、経済面を含めて生活を支えている状態。子が中高年になっても自立せず、親の支えで生活が続けた結果、親も高齢となり収入や介護の面で親子ともに生活が困難となる。外部への相談もできず社会から孤立してしまう場合もある。

引きこもり：様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態

避難行動要支援者：高齢、要介護状態、障害などの理由により、一人で避難することが困難な方

福祉：「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味し、全ての市民に最低限の幸福と社会的援助を提供するという理念を表す。

保健推進員：定数 141 人。1 行政区に 1 人

母子保健計画：安心して子どもを産み、そして子どもが健やかに育ってもらうための支援策を表した事業計画

【ま行】

みなさま：皆さんや関係機関・団体、事業者、行政などをいう。

皆さん：その地域で暮らしている人々をいう。

民生児童委員：定数は 81 名。1 人 1～3 行政区を担当。厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。児童委員を兼ねている。

【や行】

ヤングケアラー：障害や病気のある親や祖父母、きょうだいなどがいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受けて家事や家族の世話、介護、家計支援などを行っている 18 歳未満の子どもを指す。過度なケアを長期間続け、心身に不調をきたしたり、学業に遅れが出る心配があるほか、進学や就職を諦めたりするケースもあるとされる。

【ら行】

老老介護：65 歳以上の高齢者を、同じく 65 歳以上の高齢者が介護している状態

6 地域福祉計画の策定経過

第一次

平成23年12月21日	「第1回車座会議」をワークショップ方式で開催
平成24年 1月18日	「第2回車座会議」をワークショップ方式で開催
平成24年 2月15日	「第3回車座会議」をワークショップ方式で開催
平成24年6～8月	車座会議における地域からの意見の集約と分析
平成24年 9月	生活部内・計画策定検討会議（1回目）
平成24年10月	生活部内・計画策定検討会議（2回目）
平成24年11月	生活部内・計画策定検討会議（3回目）
平成24年11月28日	町議会報告（計画策定の経過と予定）
平成24年11月29日	第1回計画策定委員会（地域福祉の概要と地域の意見）
平成24年12月17日	第2回計画策定委員会（地域福祉計画素案）
平成25年 1月 7日 ～31日	計画案に対するパブリックコメントの受付
平成25年 1月17日	民生児童委員協議会研修会（地域福祉計画素案）
平成25年 1月18日	地域説明会・意見交換会（於：オガール情報交流館）
平成25年 1月21日	地域説明会・意見交換会（於：志和公民館）
平成25年 1月22日	地域説明会・意見交換会（於：彦部公民館）
平成25年 1月31日	町議会報告（地域福祉計画素案）
平成25年 2月14日	第3回計画策定委員会（最終案）
平成25年 2月18日	町長決裁
平成25年 3月 1日	地域福祉計画を議案として町議会へ提出
平成25年 3月12日	地域福祉計画を議決

第二次

平成29年 9月～	社協が行う地域福祉活動計画ワークショップに出席 計画策定委員会委員を委嘱され、計画間の整合性を図る
平成29年11月	生活部内・計画見直し検討会議
平成29年12月20日	第1回計画策定委員会（見直し案）
平成30年 1月16日 ～ 2月 9日	パブリックコメント受付
平成30年 2月23日	第2回計画策定委員会（最終案）
平成30年 2月26日	町長決裁
平成30年 3月 2日	第二次地域福祉計画を議案として町議会へ提出
平成30年 3月13日	第二次地域福祉計画を議決

第三次

令和 4年 7月～	社協が行う地域福祉活動計画委員会・ワークショップに出席
令和 4年 8月25日	町議会報告（計画策定の予定等）
令和 4年10月31日	他団体会議において計画の説明（地区社協会議）
令和 4年11月21日	第1回庁内検討会議
令和 4年11月25日	第1回地域福祉計画策定委員会

令和 4年11月27日	他団体会議において計画の説明（町消防団本部会議）
令和 4年12月 8日	他団体会議において計画の説明（自立ケア会議）
令和 4年12月13日	第2回庁内検討会議
令和 4年12月20日	第2回地域福祉計画策定委員会（素案）
令和 4年12月26日	パブリックコメント受付
～1月19日	
令和 5年 1月 6日	他団体会議において計画の説明（町民生児童委員協議会）
令和 5年 1月15日	意見交換会（於：オパール情報交流館）
令和 5年 1月23日	第3回庁内検討会議
令和 5年 1月31日	第3回地域福祉計画策定委員会（最終案）
令和 5年 2月 9日	町長決裁
令和 5年 2月27日	第三次地域福祉計画を議案として町議会へ提出
令和 5年 3月13日	第三次地域福祉計画を議案として議決
令和 5年 3月16日	第三次地域福祉計画を策定

7 紫波町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成24年9月26日告示第210号

改正

平成28年3月30日告示第138号

平成30年3月29日告示第91号

(設置)

第1 紫波町地域福祉計画の策定に関し必要な事項を調査審議するため、紫波町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は地域福祉の推進に関し総合的視点に立って計画を検討し、計画案を町長へ報告する。

(組織)

第3 委員会は、委員12人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町内の地域活動に携わる者
- (3) 福祉関係団体の構成員
- (4) 公募により選ばれた者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

前 文（抄）（平成28年3月30日告示第138号）

平成28年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成30年3月29日告示第91号）

平成30年4月1日から施行する。

8 紫波町地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分		氏 名	備考
公募委員		鷹 齋 靖子	
		野村 直子	
町内の地域活動 に携わる者	日詰地区防災連絡会会長	阿部 敏博	
	古館公民館館長	細川 裕司	
	水分公民館館長	坂本 幸男	
	赤沢公民館館長	工藤 睦夫	委員長
	紫波町連合婦人会副会長	細川 直子	
福祉関係団体の 構成員	紫波町社会福祉協議会事務局	作山 文浩	
	紫波町民生児童委員協議会会長	石亀 孝文	
	紫波町母子寡婦福祉協会会長	松坂 みき子	
	人権擁護委員	藤尾 智子	副委員長
識見を有する者	岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部長	斉藤 穰	